

料金表（東北エリア）

[低圧]

令和4年8月1日実施

オリックス株式会社

この料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款[低圧]（令和4年8月1日実施、以下「この供給約款」といいます。）と一体になり、この供給約款を補完するものです。この料金表で使用される各用語は、この供給約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

I. 総則

1 適用

この料金表は、東北電力株式会社（以下、一般送配電事業者としての同社を「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域である次の地域のお客さまに適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2 定義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

(4) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等の該当する時間を除きます。

(5) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(6) 休日等

次の日をいいます。

日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1月2日 1月3日 1月4日 4月30日 5月1日 5月2日 12月29日 12月30日 12月31日

(7) 休日扱い日

土曜日および休日等をいいます。

(8) 平日

休日扱い日以外の日をいいます。

3 周波数

周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

4 燃料費調整

電力量料金については、東北電力株式会社（以下、小売電気事業者としての同社を「旧一般電気事業者」といいます。）と同様に、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者がお客さまの契約種別と同じ契約種別において定めるその時々々の燃料費調整単価と同額とします。この料金表の実施時における旧一般電気事業者の燃料費調整の方法は別表1の通りであり、旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。

なお、旧一般電気事業者による燃料費調整の方法の変更は、燃料費調整額を電力量料金に振り替える変更（従前の燃料費調整単価の一部又は全部を電力量料金単価に加減算することをいう）を行った場合を含み、この場合は以下の電力量料金を以下の式により計算された金額に変更するものとします。

【計算式】

変更後の電力量料金＝条件変更日後の旧一般電気事業者所定の電力量料金単価（時季、時間が対応するもの）×変更係数（※）（小数点以下第3位四捨五入）

（※）変更係数＝電力量料金単価÷条件変更日以前の旧一般電気事業者所定の電力量料金単価（時季、時間が対応するもの）（小数点以下第4位四捨五入）

II. オリックス従量電灯

1 料金

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします
-------------------	----------------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1段	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします
2段	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします
3段	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします

III. オリックス低圧電力

1 料金

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします
---------------	----------------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	電気需給契約申込書兼契約書の定めのとおりといたします

IV. その他

- 1 お客さまは、この料金表の内容を、契約期間満了後または消滅後においても、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならないものといたします。
- 2 当社は、基本料金および電力量料金のほか、この供給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金も合わせて請求いたします。

附則

- 1 この料金表の実施期日
この料金表は、令和4年8月1日から実施いたします。
- 2 標準周波数についての特別措置
託送供給等約款附則2（標準周波数についての特別措置）にしたがい、需給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。
新潟県佐渡市，妙高市および糸魚川市

別表

1 燃料費調整

(1) 用語の定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

「貿易統計」

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

「平均燃料価格算定期間」

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{(3)の基準単価} / 1,000)$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times (\text{(3)の基準単価} / 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ウ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22 銭 1 厘
------------	----------

2 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

3 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		(入力 [ワット])
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30

6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	(入力 [ワット])
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		(入力 [ワット])
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものいたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりいたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		(入力 [ワット])
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	

750 以下	1,000	1,400	
--------	-------	-------	--

ロ 3 相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])
低圧誘導電動機	出力 (馬力) × 93.3 パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力) × 87.8 パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 以下	20 以下	1
		20 超過 30 以下	1.5
		30 超過 50 以下	2
		50 超過 100 以下	3
		100 超過 200 以下	4
		200 超過 300 以下	5
		300 超過 500 以下	7.5
		500 超過 1,000 以下	10
	95 超過 100 以下	200 以下	5
		200 超過 300 以下	6
		300 超過 500 以下	8
		500 超過 1,000 以下	13.5
	100 超過 125 以下	500 以下	9.5
		500 超過 1,000 以下	16
125 超過 150 以下	500 以下	11	
	500 超過 1,000 以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- イ 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合
 入力 (キロワット) = 最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア) × 70 パーセント
- ロ イ以外の場合
 入力 (キロワット) = 実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力) を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。